

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の  
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（54）

2. 日時：令和2年12月15日（火）10：00～12：00

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室  
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、小舞管理官補佐、有吉上席安全審査官

片野安全審査官、佐々木技術参与、加藤係員、山田係員

技術基盤グループ システム安全研究部門

石津主任技術研究調査官、藤田（哲）技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他12名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、設置許可基準規則第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）について、配布資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

- （1）今回、炉心損傷防止措置及び格納容器破損防止措置の有効性評価が示されたUTOP（過出力時原子炉停止機能喪失）及びULOHS（除熱源喪失時原子炉停止機能喪失）の評価事故シーケンスがそれぞれの事象グループ内に複数ある事故シーケンスを代表できるものであることを説明すること。
- （2）事象進展及び炉心損傷防止措置、格納容器破損防止措置の流れを示したフロー図について、措置を講じるために必要な対策設備と操作を示すこと。その上で具体的な運転員の操作内容と操作に必要な時間との関係を今後の審査で確認していく。

- (3) 説明資料において、UTOP、ULOHS、LF（局所的燃料破損）の評価事故シーケンスに対する措置の有効性評価に係る説明は各事象グループをまとめて、炉心損傷防止措置と格納容器破損防止措置に区切っているが、一つの評価事故シーケンスごとに格納容器破損防止措置までの一連の流れで説明することも検討すること。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

## 6. 提出資料

資料1：第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）に係る説明書（その2：炉心損傷防止措置）、（その3：格納容器破損防止措置）-過出力時原子炉停止機能喪失（UTOP）-  
-除熱源喪失時原子炉停止機能喪失（ULOHS）-  
-局所的燃料破損（LF）-